

リプレース起因の系統連系募集 に関する新ルール

(国のガイドラインに基づくリプレース案件系統連系募集プロセスの概要)

【新設】

平成28年1月27日
電力広域的運営推進機関

(注)本資料は、業務規程・送配電等業務指針の改定に向けた当機関内での検討状況を示すものであり、決定した内容ではありません。

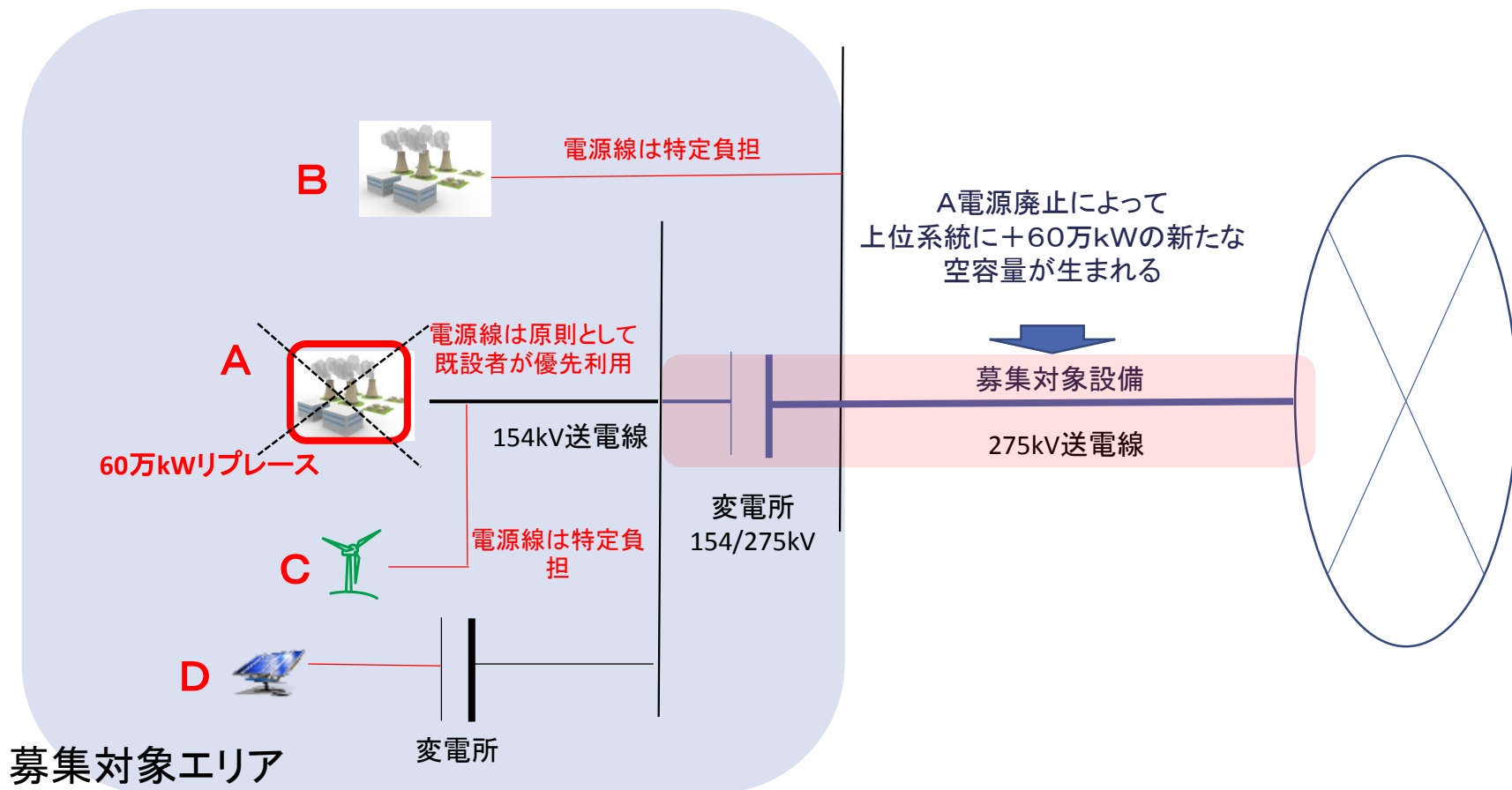
<リプレースに関する新ルールについて>

- ① 発電設備設置者のうち設備容量が**10万kW以上の発電設備の廃止**を決定した場合、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、当該廃止に係る供給計画の届出を受けた広域機関は速やかに廃止計画の内容を確認の上、リプレースに該当すると判断した場合は、当該廃止計画を公開する。
- ② 広域機関は、廃止する旨の公開がされた発電設備の廃止計画の蓋然性が高まった時点で、発電設備が連系する系統における連系希望の公募を行う。
- ③ - 1 応募のあった連系希望量が、既存の送配電等設備の接続可能量の範囲内である場合
→ 応募のあった全ての発電設備の連系を行う。
- ③ - 2 応募のあった連系希望量が、既存の送配電等設備の接続可能量を超える場合
→ 増強等が必要となるネットワーク側の送配電等設備につき電源接続案件募集プロセスへ移行する。

- ・リプレースとは、同一事業者(既設発電設備を所有する事業者と**資本関係や契約関係**がある事業者を含む)が**同一地域**で発電所の建替を行い、**同一系統にアクセス**する事案を指す。
- ・自家消費のある場合は、逆潮流(発電設備設置者の構内から系統側へ向かう有効電力)する最大電力が10万kW以上をいう。
- ・電源線については、既存発電設備設置者の負担の下で敷設したものであることから、リプレースの場合で電源線の増強等工事が必要とならない場合、引き続き当該既存発電設備設置者は追加の費用負担なく利用することが可能。
- ・公募は、電力広域的運営推進機関が適切な公募要件その他の詳細を定めた上で実施する。広域機関による廃止計画の公開から、連系希望の公募期間の終了までの期間は、新規発電設備設置者の投資判断に要する期間も勘案し、最低でも1年程度とすることが必要。
- ・本指針公表日以後に発電設備の廃止に係る供給計画の届出を行った案件を対象。

- 本機関がリプレースの判断を行うにあたっては、客観性、透明性が求められるため、ルール文において、「**資本関係、契約関係、同一地域、同一系統**」の範囲をできるだけ分かり易く明示しておく必要がある。

リプレース起因の系統連系募集のイメージ



リプレースを前提としたA電源廃止の届出があり、廃止の蓋然性が高まったと本機関が判断した場合は、当該地域（系統）で連系希望者を募集

募集の結果、空容量を上回る連系希望者が応募した場合は、効率的な設備形成も考慮のうえ増強規模を設定し、原則電源接続案件募集プロセスに移行

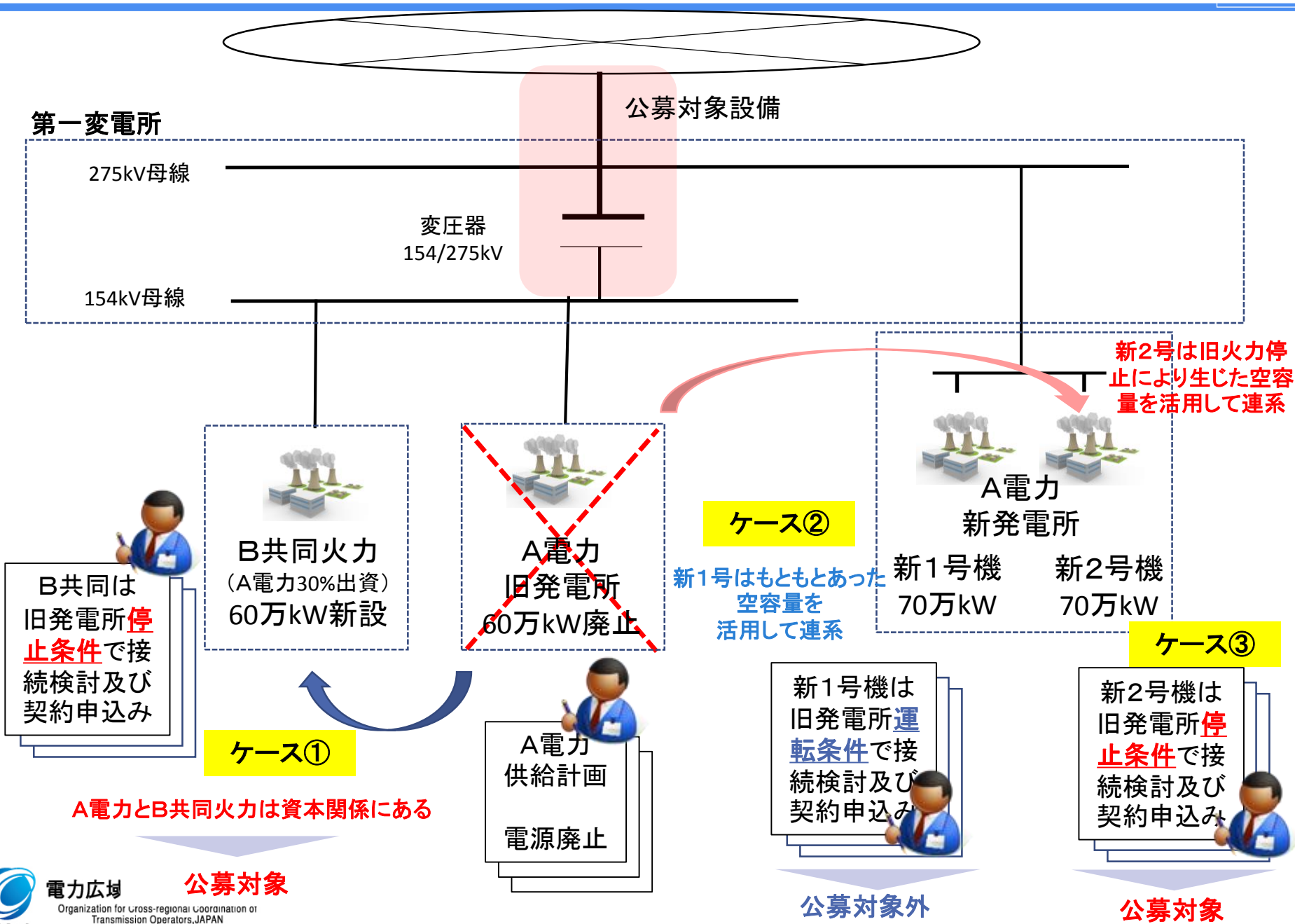
- 上記指針のリプレースの定義「資本関係、契約関係、同一系統、同一地域」について、業務規程及び送配電等業務指針において、より具体的な判断基準を明示（規程第44条の20第1項各号、指針第118条（下表参照））
- リプレース逃れを抑制するため、一定期間のアクセス禁止（指針118条の7）及び廃止時期の繰り延べ禁止（指針117条の8）を規定しているが、発電事業者の経営の自由を制約する側面もあるため、意見募集の結果を注視

◆リプレースの判断基準（条件①～④の全てに該当する場合にリプレースと判断） ※条件②はいずれか一つ

条件	観点	国のガイドラインの基準	本機関ルールの基準(案)	判断材料
条件①	廃止設備の規模	10万kW以上の廃止	同左	供給計画
条件② ※いずれか一つでも当てはまれば該当	新旧事業者の関係	同一事業者	同左	供給計画・接続検討申込書・契約(廃止)申込書
		資本関係にある事業者	財務諸表等規則に基づく 関連会社 (議決権20%以上)	接続検討申込書 資本関係調査 (事業者ヒアリング)
		契約関係にある事業者	新設電源を共同で開発又は維持・運用する者	接続検討申込書 契約関係調査 (事業者ヒアリング)
条件③	系統接続先	同一系統にアクセス	第一電気所が共通	接続検討回答書
条件④	新旧発電場所	同一地域	(上記の基準に包含されているとみなす)	—

リプレース判断にあたっては供給計画の情報のみでは不十分で、接続検討申込・回答の情報、事業者聴取等が必要

【参考】想定ケース



財務諸表等規則 第8条

5 この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

6 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 子会社以外の他の会社等(民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二 子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行つていること。

ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

四 複数の独立した企業(会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。)により、契約等に基づいて共同で支配される企業(以下「共同支配企業」という。)に該当する場合

「資本関係、契約関係、同一系統、同一地域」の具体化

(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)

規程第44条の20 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画(以下「リプレース対象廃止計画」という。)が記載されている場合において、次の各号のいずれにも該当するとき(以下「リプレース」という。)は、提出された発電設備等の廃止計画を公表する。

- 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等の最大受電電力が10万キロワット以上であること
- 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者(以下「リプレース対象事業者」という。)が発電設備等の建替えを行う場合(以下、建替予定の発電設備等を「新設発電設備等」という。)
- 三 発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所(専ら当該発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたものを除き、以下「第一電気所」という。)が同一となる地域で建替後の新設発電設備等が連系等されると認められる場合。但し、第一電気所の上位系統が異なる場合は除く。

(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係)

指針第118条 業務規程第44条の20第1項第2号に定めるリプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者及び当該発電事業者と次の各号に掲げる資本関係又は契約関係を有する者とする。

一 資本関係を有する者 次のア及びイに掲げる者

ア 当該発電事業者の親子法人等

イ 当該発電事業者の関連会社(財務諸表等規則第8条に定める者をいう。以下同じ。)並びに当該発電事業者の親法人等又は子法人等の関連会社

二 契約関係を有する者 次のア及びイに掲げる者

ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者(電気供給事業者者になろうとする者を含む。以下、本号において同じ。)

イ 当該発電事業者と新設発電設備等から発電される電気を受給する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者

ウ 前ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者

(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)

規程第44条の20

2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リプレースの該当性を判断するために必要な事項について確認を行う。

3 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、リプレースに該当するか否かを判断する。

- 一 リプレース対象事業者から提出される供給計画
- 二 前項の確認結果の内容
- 三 本機関又は一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討又は契約申込みの内容
- 四 その他リプレース該当性の判断に必要な事項

リプレースの判断材料

リプレース公募逃れを抑止するための規定

「廃止日又は蓋然性の高い廃止計画提出日のどちらか早い日から12か月が経過するまでの間」とするか検討中

(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)

規程第118条の7 リプレース対象事業者は、リプレース対象事業者たる発電事業者が、設備容量が10万キロワット以上の発電設備等を廃止した場合は、廃止日から12か月が経過するまでの間、第一電気所が同一となる地域で、発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。

(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける廃止時期変更)

規程第118条の8 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、リプレース対象事業者による新設発電設備等の建替を理由にリプレース案件募集プロセスが開始された場合は、やむを得ない理由が無い限り、発電設備等の廃止時期を繰り延べてはならない。

2 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、前項に掲げる場合において、発電設備等の廃止時期を繰り延べるときは、本機関にその理由を書面により提出しなければならない。

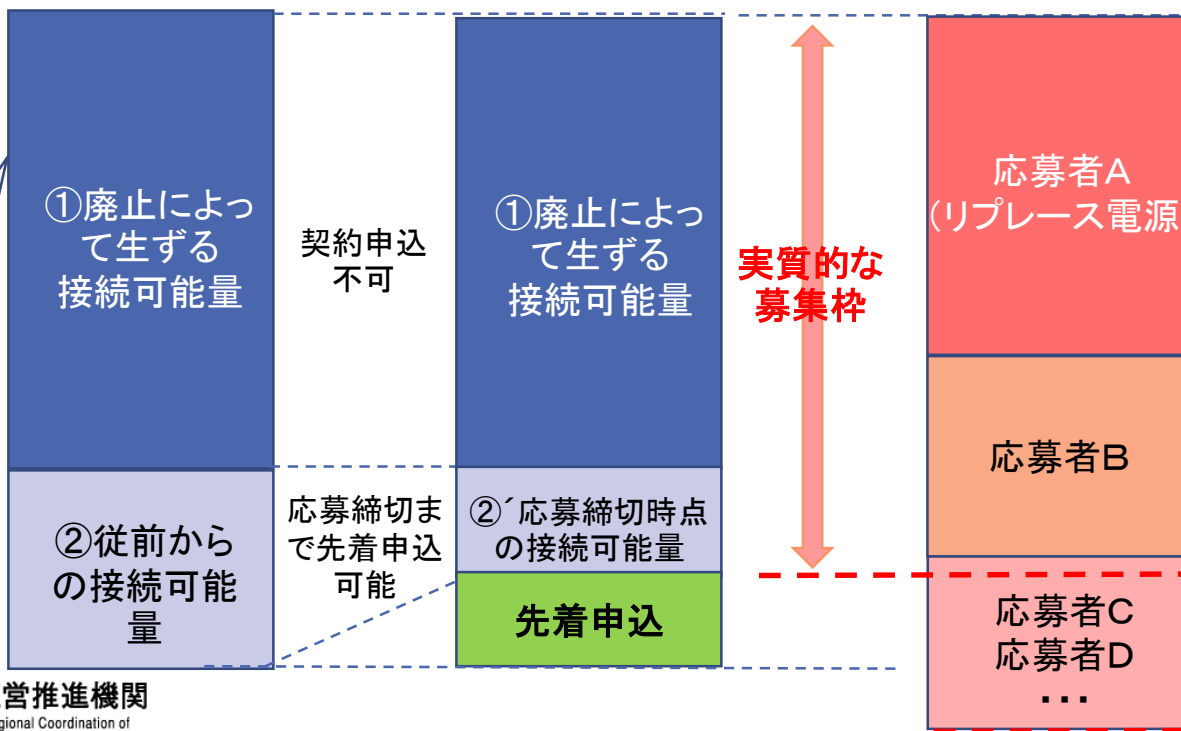
プロセス開始後の廃止計画変更により、プロセスが中断又中止となることを抑止。ただし、需給都合等やむを得ない場合はその理由を本機関に説明。

- プロセス期間中はリプレースによって生ずる接続可能量 (①) に対する新規契約申込みは不可
- プロセス開始前から空いていた接続可能量 (②) に対して、応募締切までは先着優先で契約申込み・連系承諾可能
- 応募締切時点で先着分を除いた接続可能量 (①+②´) に対し、
 - ア. 応募量 < ①+②´ (先着分除く) ⇒ 全ての応募者が連系可能
 - イ. 応募量 > ①+②´ (先着分除く) ⇒ 電源接続案件募集プロセスへ移行

プロセス開始前～応募開始時点

応募締切時点

応募量



必ずしも廃止設備容量とイコールではないことに留意 (発電抑制が生じていた場合等)

契約申込不可

応募締切まで先着申込可能

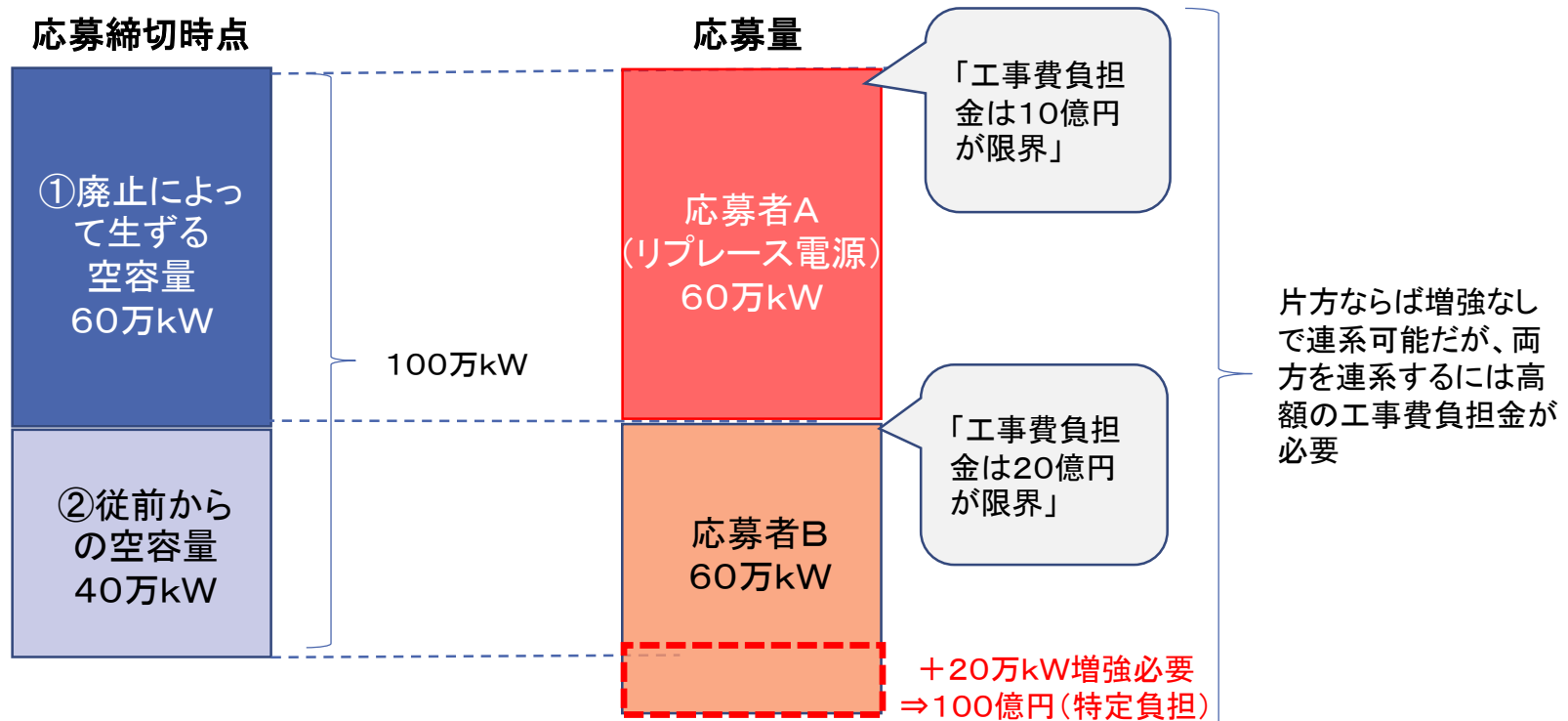
実質的な募集枠

ア. 全ての応募者が連系可能

イ. 電源接続案件募集プロセスへ移行

プロセスが不成立となった場合の扱い

- リプレース電源（A）と新規連系希望者（B）が応募し、両者を連系させるための上位系統増強工事費が極めて高額になる場合、電源接続案件募集プロセスが不成立となり、系統が有効利用されない（リプレース電源相当の空容量が残存する）可能性がある。※A、Bともに連系すると高額な工事費負担金、どちらか一方ならば増強なしで連系可能となるケース
- この場合、再募集のほか、同プロセスによらない手続きも視野に入れる必要がある。



このようなケースでは電源接続案件募集プロセスによらない手続きも可能とする

(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)

業務規程第44条の26

3 本機関は、第1項の電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合(中止した場合を含む。)は、募集要領を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセスによらず、公平性かつ中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。

リプレース案件系統連系募集プロセス(フロー) ※詳細は案件毎の募集要領で定める

廃止公表から	各所要期間	広域機関	一般送配電	募集参加者	
				リプレース発電事業者	他の系統連系希望者
—	—			供給計画廃止届 (10万kW以上)	
0か月	0か月	リプレースに該当 ⇒廃止を公表(プロセス開始)	聴取		
—	—	蓋然性が高いと判断 ⇒公募開始判断(公募要領の公表)	接続検討、 契約申込み情報	接続検討、 契約申込み	募集対象エリア を確認
締切迄1年 以上※1	3~6か月 間	募集期間(受付~締切)		応募	応募 (※2接続検討申込)
最短1年3 か月	3か月間	①募集対象設備以外(電源線等)の接続検討 ②募集対象設備の系統増強の要否の検討 ③接続検討回答(応募状況含む) ④連系意思確認 ⑤<増強必要時>プロセス参加意思確認			募集対象設備以外の 接続検討回答受領
A. 増強不要時		募集結果公表(増強不要)	・契約申込手続き ・連系承諾	契約申込	契約申込
1年 4か月	1か月間				
B. 増強必要時		募集結果公表(増強必要) ⇒電源接続案件募集 プロセスへ移行※3	増強規模等検討	入札 (募集プロセス)	入札 (募集プロセス)
1年 9か月※4	6か月間				

※所要期間は目安(ルールでは廃止公表から応募締切まで最低1年確保のみ定める)

- ※1 廃止公表から1年以上かつ公募開始判断から9か月以上を確保(締切まで)
- ※2 応募に合わせて接続検討申込を行う。
- ※3 公募に参加した連系希望者を対象として募集プロセスを実施。
なお、参加者が少なく、全参加者の合意が得られれば容量按分も可。
- ※4 計画策定プロセスに移行する可能性もある。その場合は12~18か月